

25盛企号外
平成25年4月16日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

ご当地ナンバー「盛岡」の導入について

平素、盛岡市政の推進につきましては、種々御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省は、先般、ご当地ナンバー（第2弾）導入要綱を定め、公募の手続きを開始したところです。

本市といたしましては、ご当地ナンバーの導入が地域振興等に一定の効果があることや、導入地域が原則として複数の市町村の集合体であること等を踏まえ、去る4月8日に盛岡広域市町村長懇談会において、盛岡広域8市町村（盛岡市及び八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町）を導入地域とすることを提案し、各首長と意見交換を行ったところです。

つきましては、各市町村とも住民意向を把握するためアンケート調査を実施することとしておりますことから、その結果を踏まえて、改めて導入意向のある市町村と協議し、ご当地ナンバーの導入に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様の御理解・御支援をよろしくお願い申し上げます。

また、本市におきましても、住民アンケート調査を次のとおり実施する予定であることを申し添えます。

記

1 住民アンケート調査の実施

- (1) 期日 4月下旬～5月中旬
- (2) 対象 盛岡市民 3,000人（無作為抽出）
- (3) 内容 ご当地ナンバー「盛岡」の導入に係る市民の意向

2 参考資料

- (1) 盛岡広域市町村長懇談会（平成25年4月8日開催）の資料 別添のとおり。

担当：盛岡市 市長公室 企画調整課
電話 019-626-7534

平成 25 年度第 1 回盛岡広域市町村長懇談会

日時：平成25年4月8日（月）午後2時

場所：プラザおでって3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 協 議

(1) 新たな地域名表示ナンバープレートについて

(2) その他

4 閉 会

平成25年度第1回盛岡広域市町村長懇談会 出席者名簿

(懇談会構成員)

職名	氏名
(会長) 盛岡市長	谷 藤 裕 明
八幡平市長	田 村 正 彦
雫石町長	深 谷 政 光
葛巻町長	鈴 木 重 男
岩手町長	民 部 田 幾 夫
滝沢村長	柳 村 典 秀
紫波町長	藤 原 孝
矢巾副町長	女 鹿 春 夫

(構成団体職員)

市町村名	職名	氏名
盛岡市	市長公室長	東 藤 郁 夫
	市長公室次長	藤 澤 和 義
	企画調整課長	古 舘 和 好
八幡平市	市長公室長補佐	佐々木 孝 弘
雫石町	企画財政課長	米 澤 康 成
葛巻町	総務企画課長	村 中 英 治
岩手町	企画商工課長	佐々木 光 司
滝沢村	企画総務課長	岡 田 洋 一
紫波町	企画課長	高 橋 堅
矢巾町	企画財政課長	秋 篠 孝 一

(盛岡広域市町村長懇談会事務局) 盛岡市 市長公室企画調整課

新たな地域名表示ナンバープレートについて

1 盛岡広域市町村の意向について

盛岡市は、産業振興等に一定の効果があるものと認識し、導入に向けて取組を進めたいとの考えから、平成24年12月に盛岡広域の市町村に盛岡市の意向を伝えるとともに、盛岡広域の各市町村の意向を伺った。

その結果は、**意向結果**（P11）に記載のとおりである。

2 ご当地ナンバー（第2弾）導入要綱について

国土交通省は、全国各地から強い要望があること等を踏まえ、「ご当地ナンバー」の追加を行うこととし、平成25年2月26日に、導入の基準、手続き等を定めた**要綱**（P13～P18）を公表した。

- (1) 応募期間 平成25年2月26日（火）～平成25年6月28日（金）
- (2) 応募主体 都道府県
- (3) 応募方法 市町村 →都道府県に対し要望を行う。
都道府県→要望書に必要事項を記入し、応募先まで提出
- (4) 応募先 地方運輸局等

3 盛岡市の導入案

(1) 導入地域

地方分権の進展や地域間競争が激化する中において、観光振興や経済活動、知名度の向上など、地域振興に一定の効果をもたらすものと認識していることから、生活圏を共有する盛岡広域（盛岡市及び八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町）が連携し、ご当地ナンバーを導入することが望ましいと考えている。

(2) 新ナンバーの名称（案）

ア 「盛岡」（原則：漢字2文字）

イ 「もりおか」

(3) 期待される効果

① 知名度の向上

… ナンバープレートは「走る広告塔」であり、訪れた観光客やビジネス客などが、ナンバープレートから得られる名称を都市のイメージと重ね合わせ、地域の風土や土地柄を深く印象づけます。

また、知名度の向上が図られるとともに、企業誘致の際にも、企業経営者に対し、経営資源や生活環境など地域のさまざまなインセンティブが提供できることから、企業誘致にも寄与されます。

② 一体感の醸成

… 仕事や学校、買い物など生活圏を共にしている地域の住民が、共通のナンバープレートを持つことにより、地域のさまざまな魅力や価値を共有する意識が高まります。また、価値の共有は、定住促進につながります。

(4) 新ナンバープレートの活用策

① 観光施策の展開

… 新ナンバーの導入により、さらに知名度・認知度の向上が図られることから、観光地相互の連携強化を図り、関係者一体となった観光施策を展開します。

②ポテンシャルを活かした施策の推進 … 地域の資源を生かしながら，企業誘致や，特産品の販売促進，各種イベントの開催など，これまでも増して，新ナンバーを契機とした取組が展開できます。

例) 新ナンバーのイメージキャラクターを作成・活用

- ・「地産地消の取組」(搬送トラックにステッカー)
- ・「特産品のパッケージ」
- ・「観光地めぐりのスタンプラリー」(タクシーや自家用車)
- ・「ツーリングなどのキャンペーン」(ドライブコースの設定)
- ・「観光イベント」

新たな地域名表示ナンバープレート(ご当地ナンバー)の導入効果等について(電話聞き取り)

	ナンバー名	きっかけ	協議会等	導入効果
1	仙台		<ul style="list-style-type: none"> ・創設協議会設置 ・県議会議員仙台市選出議員団 ・署名活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・走る広告塔となり、知名度が上昇した。 ・仙台ナンバーがすっかり定着している。 ・1つの地域のブランドとして、地域をシティセールスして売り出していく。
2	会津	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体・観光団体からの要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域17市町村による「会津総合開発協議会」で検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一体性が高まった。 ・観光振興につながった。
3	柏	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員から ・市長が元国交省職員 ・中核市移行にからめて 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・知名度のアップにつながった。
4	川越	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や議会など、市全体の導入への機運が高まっていた。 ・中核市移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来からの「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」で検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・知名度向上と圏域のイメージアップにつながった。 ・走る広告塔としてアピールでき、地域の活性化、広域観光の振興を図ることができた。 ・圏域住民の一体感を高めることができた。
5	つくば	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス開業に合わせて ・科学万博 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・知名度のアップにつながった。 ・ネームバリュー向上及びPRに効果があった。
6	下関			<ul style="list-style-type: none"> ・知名度のアップにつながった。 ・合併市町村の一体感の醸成につながった。 ・アンケート調査では、地域住民が誇りに思うとの回答があった。

4 国土交通省の導入基準等

(1) 地域の基準

①	一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。 また、原則として、単独の市町村ではなく、複数の市町村の集合体であること。
②	登録自動車数が10万台を超えていること。
③	地域住民の具体的なニーズがあること。
④	地域における地域振興・観光振興の中で、「新ナンバープレート」の位置付け、活用方策等が明確に示されていること。
⑤	県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入していること。
⑥	県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること。

(2) 地域名の基準

①	地理的名称であり、地域を表すのにふさわしい名称であること。 また、地域名が全国的にも認知されているものであること。
②	読みやすく、覚えやすいもの。既存の地域名と類似し混同を起こすようなものでないこと。
③	原則として「漢字」で「2文字」となるものであること。やむを得ない理由があるとして例外を認める場合であっても最大で「4文字」までとし、ローマ字は認めないものとする。

5 全国の動き

(1) 前回募集

平成16年12月 新たな地域名表示ナンバープレートの導入について
(要綱)東北運輸局長通知

平成17年7月 国土交通省発表（導入地域）
申請要望があった20件のうち，導入決定は18件。
その後，追加決定1件。計19件。

ナンバー	県名	市町村名
仙台	宮城県	1 仙台市
会津	福島県	27 会津若松市，喜多方市，田島町，下郷町，舘岩村，檜枝岐村，伊南村，南郷村，只見町，熱塩加納村，北塩原村，塩川町，山都町，西会津町，高郷村，磐梯町，猪苗代町，会津坂下町，湯川村，柳津町，河東町，会津高田町，会津本郷町，新鶴村，三島町，金山町，昭和村
つくば	茨城県	20 古河市，結城市，下妻市，水海道市，つくば市，守谷市，坂東市，筑西市，岩瀬町，伊奈町，谷和原村，真壁町，大和村，八千代町，千代川村，石下町，総和町，五霞町，三和町，境町
那須	栃木県	5 大田原市，那須塩原市，湯津上村，黒羽町，那須町 (9, 180)
柏	千葉県	2 柏市，我孫子市
成田	千葉県	10 成田市，富里市，下総町，神埼町，大栄町，多古町，蓮沼村，松尾町，横芝町，芝山町
川越	埼玉県	5 川越市，坂戸市，鶴ヶ島市，毛呂山町，越生町
金沢	石川県	4 金沢市，かほく市，津幡町，内灘町
伊豆	静岡県	12 熱海市，三島市，伊東市，下田市，伊豆市，東伊豆町，河津町，南伊豆町，松崎町，西伊豆町，伊豆の国市，函南町
岡崎	愛知県	3 岡崎市，幸田町，額田町
堺	大阪府	1 堺市
倉敷	岡山県	10 倉敷市，笠岡市，井原市，船穂町，金光町，鴨方町，寄島町，里庄町，矢掛町，真備町
豊田	愛知県	1 豊田市
一宮	愛知県	1 一宮市
下関	山口県	1 下関市
諏訪	長野県	6 岡谷市，諏訪市，茅野市，下諏訪町，富士見町，原村 (6, 703)

高崎	群馬県	8	高崎市, 安中市, 榛名町, 倉渕村, 箕郷町, 群馬町, 松井田町, 新町
鈴鹿	三重県	2	鈴鹿市, 亀山市
富士山	山梨県 静岡県	13	富士吉田市, 上九一色村, 西桂町, 忍野村, 山中湖村, 鳴沢村, 富士河口湖町, 富士宮市, 富士市, 御殿場市, 裾野市, 小山町, 芝川町

※「奄美」ナンバーは、要望を却下された。

(2) 現在、導入に向けて活動している地域

- 東北 … 「平泉」(岩手)
- 関東 … 「前橋」(群馬)
 「世田谷」(東京)
- 近畿 … 「伊勢志摩」(三重)
- 九州 … 「奄美」(鹿児島)

6 これまでの取組経過

- 平成24年5月8日 盛岡広域市町村長懇談会事務検討会議(平成24年度第1回)
新たな地域名表示ナンバープレートの導入について
- 平成24年5月21日 盛岡広域市町村長懇談会
新たな地域名表示ナンバープレートの導入について
- 平成24年7月19日 国土交通省「ナンバープレートのあり方に関する懇談会」
ナンバープレートのあり方の方向性(最終とりまとめ)
- 平成24年8月9日 盛岡広域市町村長懇談会事務検討会議(平成24年度第2回)
新たな地域名表示ナンバープレートの導入について
- 平成24年9月26日 新たな地域名表示ナンバープレートに係る勉強会
東北運輸局岩手運輸支局 首席運輸企画専門官 宮地和久
- 平成24年11~12月 盛岡市の意向を盛岡広域市町村に説明
- 平成25年2月26日 「ご当地ナンバー(第2弾)導入要綱」を公表
国土交通省自動車局

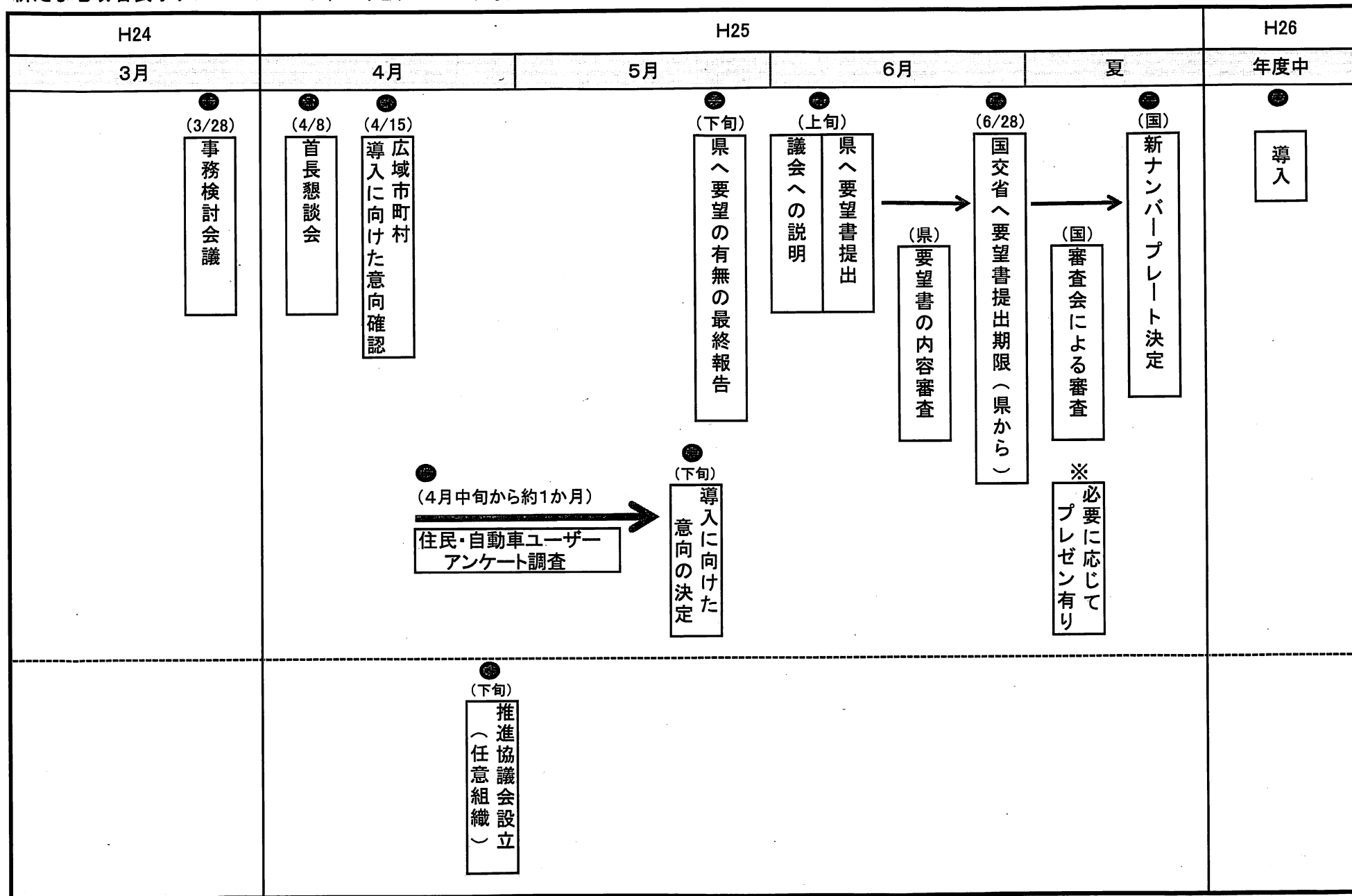
(参考) 岩手県市町村別保有車両数

区分	貨物	乗合	乗用	特種(殊)	計	岩手県計に対する割合
盛岡市	15,626	595	102,752	3,459	122,432	22.8
八幡平市	2,178	160	9,666	684	12,688	2.3
雫石町	1,380	105	6,065	327	7,877	1.5
葛巻町	566	23	1,998	160	2,747	0.5
滝沢村	3,087	192	17,843	693	21,815	4.1
岩手町	1,196	27	4,550	229	6,002	1.1
紫波町	2,242	69	11,388	549	14,248	2.7
矢巾町	4,183	75	10,171	1,214	15,643	2.9
盛岡広域 8市町村 計	30,458	1,246	164,433	7,315	203,452	37.9
平泉ナンバー (一関市, 奥州市, 金ヶ崎町, 平泉町)	17,217	783	89,700	4,557	112,257	20.9
岩手県 計	82,356	3,656	428,773	22,000	536,785	—

※ 東北運輸局自動車技術安全部管理課:平成24年3月31日現在

※ 小型二輪・軽自動車を除く

新たな地域名表示ナンバープレート(ご当地ナンバー)導入に向けたスケジュール(予定)



新たな地域名表示ナンバープレート（ご当地ナンバー）の導入に係る意向調査結果

	導入に向け協議を進める	導入を考えていない	その他	意見等
八幡平市	○			市民・ユーザーの意向を確認する必要があるとともに、具体的メリット等示す必要がある
雫石町			○	あり方や方向性については検討したい。
葛巻町			○	現段階で具体的なメリットが見えない中、導入は考えていないが、会議には参加する。
岩手町			○	岩手町としては、ナンバープレートが「岩手」でなくなることにに関して、諸手を挙げて賛成できるものではありません。しかしながら、盛岡広域が一体となって取り組むのであれば、盛岡広域圏の一員として、その方向性を検討したいと思います。
滝沢村			○	住民の意向を確認の上、進める必要があると考える。
紫波町			○	導入は、紫波町市民参加条例に規定する「市民参加の対象」に該当する可能性があるため、町のみでの判断で協議を進めることはできない。時間が必要である。
矢巾町			○	現時点では積極的な導入は考えていないが、協議には参加します。 盛岡広域圏は、広大な広域圏であることから、ご当地ナンバーの効果などがはっきりしないこともあり、現時点では積極的な導入は考えておりません。
盛岡市	○			生活圏を共有する盛岡広域8市町村が連携して導入することが、広域の一体的な発展を目指す上で望ましいと考える。 なお、盛岡広域全体での導入が困難な場合には、どのような導入地域の範囲が可能なのか検討する。

ご当地ナンバー「盛岡」の導入に関するアンケート（案）

◇調査目的

「ご当地ナンバー」については、地域振興や観光振興の観点から、現在「仙台」「会津」「富士山」など全国 19 地域で自動車のナンバープレートとして導入されています。この度、国土交通省から「ご当地ナンバー（第 2 弾）」の募集が示されており、盛岡広域自治体での「盛岡」ナンバーの導入について検討を進めています。

つきましては、住民の皆さんの意向を把握する必要があることからアンケート調査を行うものです。

◇新ナンバープレートの名称（案） 「盛岡」

- 問 1 あなたの性別・年齢を教えてください。
- 問 2 あなたは、自分で自動車を運転しますか？
- 問 3 あなたは、「盛岡」ナンバーの導入をどう思いますか？
(1) 賛成 (2) 現行のままでよい (3) その他
- 問 4 「盛岡」ナンバー導入について、ご意見がありましたらお書きください。

(参考)「ご当地ナンバー」が導入された場合は、新規に自動車登録する際や移転登録等の際に、順次ナンバープレートが変更されるもので、それまでの間は現在の「岩手」ナンバープレートを使用することとなります。また、対象地域においては、希望により新ナンバープレートへの交換も可能です。

ご当地ナンバー（第2弾）導入要綱

平成25年2月
国土交通省自動車局

1 趣旨等

従来、自動車のナンバープレートには、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所の名称等が表示されていたが、地域振興や観光振興の観点も踏まえ、平成18年から平成20年にかけて全国19地域で新たな地域名表示によるいわゆる「ご当地ナンバー」を導入したところである。

その後も「ご当地ナンバー」については、全国各地から「ご当地ナンバー」の追加の強い要望があること等を踏まえ、「ご当地ナンバー」の追加を行うこととし、導入の基準、手続き等は、本要綱に定めるところによるものとする。

2 導入の基準

〔1〕地域の基準

- ① 地域特性や経済圏等に関して、他の地域と区分された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また、原則として、単独の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ではなく、複数の市町村の集合体であること。
- ② 対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていること（対象地域の全部が離島である場合は、これに準ずる規模の台数であること。）。)
- ③ 対象地域において、地域住民の具体的なニーズがあること。
- ④ 対象地域における地域振興・観光振興の中で、新たな地域名を表示するナンバープレート（以下「新ナンバープレート」という。）の位置付け、活用方策等が明確に示されていること。
- ⑤ 対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入している又は概ね3年以内の導入が道府県として機関決定されており、かつ、具体的な導入計画が策定されていること。
- ⑥ 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域

と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること。

〔2〕地域名の基準

- ① 行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること。また、当該地域名が全国的にも認知されているものであること。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起さすようなものでないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」で「2文字」となるものであること。やむを得ない理由があるとして例外を認める場合であっても最大で「4文字」までとし、ローマ字は認めないものとする。

3 導入の手続き

新ナンバープレートの導入は、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、当該地域を構成する全ての市町村の合意があることが必要である。さらに都道府県内のバランス等の基準への適合性には都道府県の判断が必要である。このため、導入に当たっての手続きについては、以下のとおりとするものとする。

〔1〕公募

- ① 対象地域内の市町村は、アンケート、ヒアリング等により住民等のニーズを把握するものとする。
- ② 対象地域となる市町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行うものとする。
- ③ 要望を受けた都道府県は、新たな地域名表示が本要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを判断し、妥当と判断される場合は、当該都道府県の区域を管轄する地方運輸局（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局。以下同じ。）を通じて、国土交通省に要望書を提出するものとする。対象地域が二以上の都道府県にまたがる場合には、当該地域を管轄する都道府県が共同で、いずれかの都道府県の区域を管轄する地方運輸局に要望書を提出するものとする。
- ④ 要望書は、別紙様式を参考に作成するものとする。

〔2〕審査

- ① 国土交通省は、ナンバープレートに表示する新たな地域名の決定にあたり、有識者をメンバーとする審査会を開催し、導入の是非を検討するものとする。

- ② 審査会では、要望元から新ナンバープレートと絡めた地域振興・観光振興策等について、プレゼンテーションを求める場合があるものとする。
- ③ 国土交通省は、審査会の結果を踏まえ、追加する新ナンバープレートを決定するものとする。
- ④ 国土交通省は、関連するシステムを運用する関係機関、関係団体との調整を行った上で、導入時期等を決定するものとする。

4 導入の方法等

新ナンバープレートは、希望者だけでなく、使用の本拠の位置が対象地域内にあるものとして登録された全ての自動車に付与するものとする。

ただし、ある時点で対象地域内の全ての自動車について強制的にナンバープレートを変更するのではなく、順次、新規に登録する自動車、移転登録や変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新ナンバープレートを付与するものとする。

なお、新ナンバープレートの導入の時点で、使用の本拠の位置が対象地域内にあるものとして既に登録されている自動車については、希望により、新ナンバープレートへの交換を認めるものとする。

5 スケジュール

- ① 都道府県からの要望書の提出は、平成25年6月28日までに行うものとする。
- ② 追加する新ナンバープレートは、平成25年夏に決定するものとする。
- ③ 新ナンバープレートの導入は、平成26年度中を目途とするものとする。

平 成 年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県名

新たな地域名表示ナンバープレート（ご当地ナンバー）の導入に関する要望書

標記について、新たな地域名表示ナンバープレートの導入について、「ご当地ナンバー（第2弾）導入要綱」に基づき、下記事項を記載した関係書類を添えて要望します。

記

1. 要望する地域名表示とその理由
2. 対象となる市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び当該市町村が地域特性や経済圏等に関して、一定のまとまりのある地域である理由
3. その他、地域住民の具体的なニーズの状況等
※詳細は様式2に記載してください。

（注）必要に応じて参考となる資料等を添付してください。

ご当地ナンバー（第2弾）の導入に関する要望

※記入者（担当者） 連絡先	都道府県名	
	氏名	
	所属部署名（役職）	（ ）
	電話番号（直通）	- - （ - - ）
	E-mail	

1. 要望する地域名表示とその理由	
2. 対象となる市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び当該市町村が地域特性や経済圏等に関して、一定のまとまりのある地域である理由	
3. その他、地域住民の具体的なニーズの状況等 ア. 地域住民の具体的なニーズについて （どのような方法によりニーズを確認したか。アンケートの実施及び結果、賛成割合等を記載してください。）	

イ. 地域振興・観光振興の中での「ご当地ナンバー」の位置付け、活用方策について
(詳細かつ具体的に記載してください。)

ウ. 対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスの導入状況又は概ね3年以内の導入が道府県として機関決定されており、かつ、具体的な導入計画が策定されていることについて

(既に導入されている場合は導入時期や利用状況など、今後導入する場合は策定された導入計画(システム等に関する調査、設計、開発、導入時期、財政予算措置)及び機関決定されたことを証する書面を示してください。)

エ. 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないことについて
(運輸支局等の管轄におけるバランスはどうか。今回の対象地域とその他の地域における人口やその比率、登録自動車数やその比率などを記載してください。)

オ. その他

(その他、参考となる事項がありましたら記載してください。)